

# 九州産業大学造形短期大学部同窓会会則

## 第一章 総 則

- 第1条（名称） 本会は九州産業大学造形短期大学部同窓会薫風会と称する。
- 第2条（本部） 本会は本部を福岡市東区松香台2-3-1九州産業大学造形短期大学部学内に置く
- 第3条（目的） 本会は会員相互の交流親睦を深め、その向上発展を期するとともに  
母校九州産業大学造形短期大学部の発展に寄与することを目的とする。  
造形芸術の素晴らしさを伝え、美術表現者や美術愛好者を増やす活動を行う。  
さまざまな活動を通じて、広く社会に貢献する。
- 第4条（事業） 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 会員名簿の作成、機関紙・情報の発信。
  2. 会員の交流および親睦に関する事業。
  3. 九州産業大学造形短期大学部と会員との関係を緊密にするために必要な事業。
  4. 九州産業大学造形短期大学部の発展に寄与するために必要な事業。
  5. 学術、文化に関する研究の援助と講演会、発表会の開催事業。
  6. その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

## 第二章 会 員

- 第5条（会員） 本会は正会員、特別会員、名誉会員の三種とする。
1. 正 会 員 九州造形短期大学および九州芸術学院を卒業した者。  
但し物故者を除く。
  2. 特別会員 九州産業大学造形短期大学部の教職員および元職員であった者。
  3. 名誉会員 本会発展のために貢献した者で、理事会の推薦を受け総会の承認  
を得た者。
- 第6条（会費） 本会の正会員は入会時に会費として同窓会会費20,000円を  
納めなければならない。

## 第三章 役 員

- 第7条 本会に次の役員を置く。
- 会長1名、副会長2名、事務局長1名、常任幹事長1名、事業企画長1名、  
広報企画長1名、常任理事5名、監事2名、名誉会長1名、顧問1名とする。  
名誉会長、顧問を除く役員は、正会員の中から選出する。会長、副会長、  
事務局長、常任幹事長、事業企画長、広報企画長、常任理事、は常任幹事、  
監事以外の役員の互選で選出し、総会の承認を得る。  
名誉会長は九州産業大学造形短期大学部学長とする。

顧問は九州産業大学造形短期大学部職員及び本会に特別に功労のあった者のうちから理事会の推薦により総会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。

第8条 各年次3名以内を学年幹事として選任する。その中より各年次、常任幹事1名を選出し、本会に報告する。学年幹事と常任幹事は兼務することができる。常任幹事は常任幹事会を構成し、その付託事項を処理する。

第9条 会長は本会を代表し、総理する。

第10条 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときは会長の職務を代行する。

第11条 事務局長は金銭の収支、会費の徴収、議事録の作成、その他本会の事務一般にあたる。

第12条 常任幹事長は会長の意を受け、常任幹事会の円滑な運営にあたる。

第13条 事業企画長は本会の定款第4条の企画運営にあたる。

第14条 広報企画長は本会の広報企画運営にあたる。

第15条 常任理事は本会の会務を掌理し委嘱された事項の執行にあたる。

第16条 監事は会計の監査をする。

第17条 役員の任期は3年とする。但し、再選をさまたげない。

第18条 役員に欠員を生じた場合は補充する。但し、その任期は前任者の残任期間とする。

第19条 役員はその任期満了後でも後任者が就任するまではその職務を継続するものとする。

第20条 名誉会長、顧問は本会の諮問に応じる。

#### 第四章 理 事 会

第21条 本会に執行機関として理事会を置く。

理事会は会長、副会長、事務局長、常任幹事長、事業企画長、広報企画長、常任理事で構成する。

第22条 理事会は会長が必要と認めたとときおよび理事の中より請求があったとき会長が招集する。

第23条 理事会の招集は期日より1週間前に会議の目的、日時および場所を記載し通知する。

第24条 理事会が行う事項は次の通りである。

1. 本会会則に基づく会務の執行。
2. 本会資産の管理運営。
3. 事業計画および収支予算の編成。
4. 事業報告および収支決算の報告。
5. その他総会により委嘱された事項の議決執行。

第25条 理事会は3分の2の出席をもって成立する。但し、委任状は出席とみなす。

第26条 議長は会長とする。

第27条 理事会の議決は出席者の過半数をもって決する。

## 第五章 総 会

第28条 本会に議決機関として総会を置く。

第29条 総会は定時総会および臨時総会とする。

第30条 定時総会は毎年1回会計年度終了後3ヶ月以内にできるだけ速やかに会長が招集する。

第31条 臨時総会は理事会が必要と認めたとき又は会員総数の30分の1以上より書面をもって会議の目的事項を示した請求のあったとき会長が招集する。

第32条 総会の招集は、その会議の議案日時および場所を記載した書面又は機関紙、新聞をもって少なくとも2週間以前に通知しなければならない。

第33条 次の事項は総会に提出しこの承認を受けなければならない。

1. 事業報告および収支決算。
2. 事業計画および収支予算。
3. 基本財産。
4. その他、本会の運営に関する重要な事項。

第34条 総会の事項はあらかじめ通知した事項以外にわたることはできない。

但し、会長が緊急の必要があると認めた事項はこの限りでない。

第35条 総会は会員総数の50分の1以上の出席を必要とする。但し、委任状は出席とみなす。

第36条 総会の議長は出席正会員の中から互選する。

第37条 総会の議事は出席会員の過半数をもって決し可否同数のときには会長の決するところによる。

第38条 総会の事項は会員に通知する。

第39条 総会の議事録は議長指名者2名が作成し署名捺印の上保管する。

## 第六章 資産および会計

第40条 本会資産は基本財産と運営資金に分けて会長が管理する。

第41条 基本財産は基本金およびその他の基本財産に編入される資産で構成される。

第42条 運営資金は基本財産以外の財産をいう。

第43条 本会の運営に必要な経費は会費、事業にともなう収入および寄附金その他の運営資金をもって代弁し、決算において剰余金あるときはその一部又は全部を基本財産に繰り入れる。

但し、一部を基本財産に繰り入れたときの残金は次年度に繰越すものとする。

第44条 基本財産はいかなる場合でもその元本を消費することはできない。

但し、総会の議決により第一章総則の第3条（目的）に準ずるものであれば消費することができる。

第45条 本会の収支予算は毎年度理事会で編成し総会においてこれを定め、その決算は監査を経た後次年度総会に提出して承認を受けるものとする。

第46条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第七章 支 部

第47条 正会員は理事会の承認を得て地方支部を組織することができる。支部会則は本会会則に準ずる。

第48条 支部の名称はその地域名を用い九州産業大学造形短期大学部同窓会薫風会〇〇支部と称す。

第49条 支部に次の支部役員を置く。

支部長1名、副支部長1名、支部委員若干名。

任期は2ヶ年とし再選をさまたげない。

第50条 支部長は支部の代表として支部会務を総理し、本会に対しては常に連絡を密にし支部役員、支部事務所、支部会員の状況および異動を本部に報告するものとする。

## 附 則

1. この会則は昭和45年3月20日より実施する。
2. この会則は昭和49年8月25日より実施する。
3. この会則は昭和52年8月21日より実施する。
4. この会則は昭和57年5月23日より実施する。
5. この会則は昭和61年7月 1日より実施する。
6. この会則は昭和63年6月19日より実施する。
7. この会則は平成8年7月20日より実施する。
8. この会則は平成14年7月13日より実施する。
9. この会則は平成15年7月26日より実施する。
10. この会則は平成17年7月23日より実施する。
11. この会則は平成24年6月23日より実施する。
12. この会則は平成29年4月1日より実施する。
13. この会則は平成30年6月30日より実施する。
14. この会則は令和 7年6月29日より実施する。